

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について

【改正理由】

地方税法の改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するとともに、貯留機能保全区域内にある土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置を講ずる等所要の改正を行うものです。

【主な改正項目】

1. 個人市民税に係る住宅ローン控除に係る適用期限の延長

1) 改正内容（附則第4条の3の2）

個人市民税に係る住宅ローン控除に係る適用期限を4年間延長

(改正前)平成21年1月1日から令和3年12月31日まで

(改正後)平成21年1月1日から令和7年12月31日まで

2) 施行期日：令和5年1月1日

2. 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の特例措置の創設（わがまち特例）

1) 改正(創設)内容（附則第7条の2第18項）

特定都市河川浸水被害対策法に規定する「貯留機能保全区域(※)」として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準額を、最初の3年度分に限り、価格に3/4を乗じた額とする。

※ 貯留機能保全区域

特定都市河川(京都府内なし)に隣接する低地や、河川の氾濫に伴い侵入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の内、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められた土地

2) 施行期日：公布の日